

平成 26 年 1 月 1 日制定
平成 29 年 2 月 1 日一部改定
公益財団法人泉屋博古館

公的研究費等の研究不正防止についての行動規範

1. 研究者等の行動規範

- (1) 研究者等は、研究者としての使命と責務を自覚し、自らの研究を通じて社会に貢献する。
- (2) 研究者等は、法令及び関係諸規則、当館の諸規則・規程を遵守する。
- (3) 研究者等は、研究・調査データの厳正な取り扱いおよび 5 年間の保存に努める。
- (4) 研究者等は、研究に関する如何なる不正も許さず、自ら行わない。
- (5) 研究者等は研究にあたって、個人情報の保護、プライバシーの尊重、各種ハラスメント禁止等の社会的なルールに最大限の配慮を行う。

2. 研究費の取り扱いにあたっての行動規範

- (1) 研究者等は、研究費の使用にあたって次の定めに従う。
 - (ア) 研究費の不正使用を行わない。
 - (イ) 研究費の不正使用に加担しない。
 - (ハ) 他の研究者及び構成員に対して研究費の不正使用をさせない。
 - (ニ) 研究費の不正使用を黙認しない。
 - (ホ) 研究計画に従い、研究費の公正かつ効率的な使用に努める。
- (2) 研究費を取り扱う構成員（研究員を含む。）は、次の定めに従う。
 - (ア) 研究不正防止のための規則・取り扱い規程等を理解し、研究を行う環境の整備に努める。
 - (イ) 周囲の者に対して、不正研究をさせない。
 - (ウ) 公的研究費等の取り扱いに関する研修等に積極的に参加するなど、公的研究費等の使用についての知識の向上に努める。
 - (エ) 公的研究費等の使用にあたり、取引業者等との関係において疑念を招くことのないよう公正に行動する。

以上